食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会 (第12回) 議事概要

1. 日時: 令和5年3月27日(月) 13:30~15:40

2. 場所:農林水産省7階講堂

3. 出席委員:

合瀬委員、大橋委員、清原委員、香坂委員、齋藤委員、茂原委員、高槻委員、 寺川委員、中嶋部会長、中家委員、二村委員、堀切委員、真砂委員、三輪委員、 山浦委員、柚木委員、吉高委員(磯崎委員、井上委員、上岡委員は欠席)

4. 議題:

食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について 〔今後の施策の方向(農業)〕

5. 主な発言内容:

(齋藤委員)

- ・ 基幹的農業従事者が急減するとの説明があったが、農家には子弟はいても農業の 後継者にはならない。それは農業で飯が食べていけないから。山形でも今後5年間 で30%の農業者がいなくなると言われており、農地は余り始めており、現在は残す べき農地と諦める農地の選別が始まっている。
- 事務局資料のとおり、農業法人その他団体経営が食料生産を担っており、兼業農家が要らないという議論ではなく、必然的にそういった法人経営が増えていくということ。それを踏まえれば、雇用労働力の確保が何より重要。他産業並みの給与水準を確保するために、各法人が生産拡大できる環境づくりが必要。国内生産が拡大するように、食料自給率を大幅に上げるような国の方針を掲げてほしい。
- 米の減反政策は終わったが、過剰にならないよう(生産を抑えるよう)皆で頑張って、それに対する補助をもらっている。米を作付けしないことへの支援ではなく、海外に依存している麦や大豆、そば、トウモロコシなどの作付を奨励し、それを支援するようなゲタ対策もなされているが、その支援単価を改め、農業者がより転換できるような政策をお願いしたい。
- ・ 経営を支える人材として、農場を上手にコントロールしてくれる幹部社員がおらず、その育成が急務。日本農業経営大学校の取組や、日本農業法人協会でも異業種の経験を活かして経営発展している者の話を新規就農者等に伝える取組をしており、こういった取組を国で後押しする政策をお願いしたい。

(中家委員)

- これまで「多様な経営体」について再三発言しているとおり、離農する農地の受け皿となる経営体の必要性は否定するものではないが、一方で大規模農家だけで地域農業は守っていけない。兼業農家や定年帰農者、半農半Xなど、様々な方々が地域農業を守っており、今後もそうだと考える。専ら農業を営む者に限らず、地域計画との整合性を取るためにも、多様な経営体による創意工夫を活かした農業も、基本法にもしっかり位置づけてほしい。
- ・ 事務局資料のP.18に、「付加価値向上を目指す経営体」という記載があるが、具体的にどういう経営体なのか、教えていただきたい。

- ・ 農地の確保や有効利用について、特に農地転用によって、優良農地が次々になくなっているのが実態。国が責任をもって優良な農地を確保して、適正な利用を図ることを明確に打ち出す必要がある。
- 事務局資料のP.21の「需要に応じた生産」において、輸入品から国産への転換が 求められているものとして小麦や大豆、飼料作物と限定された形で記載されている が、農畜産物全体だと思っており、この点は修正をお願いしたい。
- 同じくP.30の「経営安定対策の充実」には、収入保険等の既存施策を引き続き実施していくとあるが、現行施策では生産コストの上昇には対応できない。コスト変動による影響緩和のための仕組みづくりが必要であり、その一つの手段として価格転嫁があると思っているが、それもできない場合の経営安定対策を検討する必要がある。
- みどりの食料システム戦略について、次回の検証部会で取り上げられるという説明があったが、みどりの食料システム戦略は農業分野に記載されるべきものと考える。

(杉中総括審議官)

・ 中家委員からの御質問については、土地利用型農業のように農地の受け皿となる 経営体だけでなく、農業従事者が減っていく中で、施設型農業のように生産性を上 げて、収益を上げていくような経営体が必要になるのではないか、という意味で「付 加価値向上を目指す経営体」と表現している。また、みどりの食料システム戦略に ついては、現行基本法にも農業施策として「自然循環機能の維持増進」という規定 があり、次回の検証部会において、農業施策としてこうしていくと提案したい。

(合瀬委員)

- ・ 農地について、人がいなくなって農地が出てくる状況になるという発言が齋藤委員からあったが、自分としては、農地が使いづらいから、人がいなくなり、農地が使われなくなると考える。資料には農地の集積・集約化という表現があるが、農地の整備と効率化は農政の一丁目一番地で、使いやすくならないと外から人は入ってこないし、生産性も上がらない。表現の問題だと思うが、集積・集約化が足踏み状態にあることを考えると、より加速化する施策が必要。
- 多様な経営体について、様々な方が農業に入ってくることは大賛成。しかしながら、当方の卒業生のようにこれから農業で生活しようとする若い人から話を聞くと、直売所には生きがいで農業をやっている方が極めて安い農産物を出しているという話を聞く。他方で、生活しようと思うと、それなりのコストを反映した価格で出さざるを得ない。こういう状況も考えながら多様な経営体の位置づけを考える必要。
- 「効率的かつ安定的な農業経営」については、みどりの食料システム戦略を考えると「持続的な」というような表現に改める必要はないか。従前のままとするより、「効率的」は良いとして、「安定的」は「持続可能な」の方が良いのではないか。

(高槻委員)

「需要に応じた生産」を議論する際には場合分けが必要。有事の需要は、国民の 生存が維持できる食料を、どのような場合でも確保できる状況を意味する。一方で、 平時にも国内需要と海外需要があって、それぞれの最終消費者の立場で考えると、 平時の国内需要であれば、現在行っている世界中から原料を調達して世界の料理を食べている現状の食生活の維持という意味になるし、海外の需要であれば、所得が中流層以上のボリュームゾーンの方が少し贅沢なものとして買っている。それぞれで背景が全く違っており、一緒に議論してもかみ合わない。資料に書いてあることは正しいが、議論を深めるには分けないといけない。

- ・ 農業を維持するための人的要素が減っていく上でどうしていくかというのは重要なテーマだが、関係人口という手法でどこまでカバーできるか。デジタルとかDXという話ではなく、食そのものが魅力を持っており、食が原動力となって都市部から農村部に一時的に移動して労働力を提供する場合もあり、こういう動きをどう活用していくかも重要。
- ・ 知的財産の権利化は我が国にとって重要で、知財マネジメントに関する新しい組織を設立することは必要。農産物等の知財化ができた後に、農業者等がその権利を守っていくことは事実上とても難しい。例えば海外で模倣品が売られている現場までは(農業者でも)視認できるが、それがどこで誰が作っているのかまでは、なかなか分からない。実際に個々の生産者に権利の維持を要求するのは難しいので、専門的な組織を国がバックアップすることが必要。

(真砂委員)

- ・ 需要に応じた生産について、例えば小麦でいえば、輸入国は米国やカナダ、豪州 など西側諸国であり、その輸入が途絶するリスクがどれほどあるのか。他方で、国 産は輸入品の数倍高いため、平時において、それほど高くないリスクに対する負担 に関して、国民・消費者がどれほど理解されるのか、冷静に議論した方が良い。
- ・ 多様な経営体について、現行基本法では「効率的かつ安定的な農業経営」として 担い手を位置づけているが、過去20年間の分析においても、担い手の重要性が増し ており、今後もますます増していくと見込まれている。その中で、この担い手に当 たらない、つまり非効率で、あるいは不安定な経営体を、この農業施策の中で、基 本法に位置づけていくのは難しいと考える。

(二村委員)

- ・ 担い手について、人口減少や効率化を考えると、法人化は今後も進んでいくと考えるが、法人化そのものが目的にならないよう、役割を明確化し、支援策を補強することが必要。法人化が進むと雇用される者が増えるので、働き方改革や、他産業との比較なども目配りして検討する必要がある。
- 女性活躍の推進は非常に重要。女性が農業に従事することを考慮して対応すべき。
- ・ 農地の確保と適正な利用について、合瀬委員からも問題提起があったが、土地利用の計画が地域で共有されることが重要であり、基本法で位置付けるべき。その際、自治体の役割や機能の強化も必要。人口減少や農村地域の変化を踏まえ、意思決定の仕組みを変える必要もあるのではないか。
- 需要に応じた生産について、中家委員から指摘があった点は重要だが、もう少し 議論が必要。全体として国産化を進めるのはその通りかと思うが、政策的にどこに 重点を置くかをはっきりさせた方がよいのではないか。

(堀切委員)

- ・ 食品産業の立場からすると、他の委員の御発言と被るが、世界の食料需給が変化する中、国内の農業の生産力を高めていくことは重要。
- ・ 需要に応じた生産が行われ、それが市場で評価され、生産者の所得向上につながるという循環の中で、農地が確保され、適切な投資が行われることによって、生産力が強化することが重要。このような環境を整備することは経営者にはできず、行政が重要な役割を果たす。品目ごとに需要に応じた生産を政策として進めていただきたいし、農業者は市場で求められるものを産み出して生産するという感覚を持つことが大切。
- 農業生産を担う主体としての法人経営を伸ばすことが必要。今の変化を今後の我が国農業の生産構造の強化のチャンスと捉えるべき。そのためには、雇用労働力の確保や人材育成が重要。また、外国人の人材活用も重要。相対的に日本の労働市場の魅力が薄れる中、外国人材に活躍してもらえるような制度、魅力を感じてもらえるような制度が必要。
- 国民理解を進める施策の重要性について、脱炭素や脱プラスチックなど、SDGsの 取組を進める上では、コストの発生は避けられない。国民各層に環境への配慮の価値を認めてもらい、製品を選んでもらうことなしには成り立たない。農水省が政府 の食育の司令塔として、文科省等と連携した学校現場の取組推進等、食育の取組を 一層進めていただきたい。

(寺川委員)

- ・ 齋藤委員からも人口減の指摘があったが、人材の育成・確保については、農業を 他産業と比べても魅力ある産業に育てていくという姿勢が重要。
- ・ 需要に応じた生産については、真砂委員からも指摘あったが、今の実態を考える と全ての品目で実施するのは難しく、消費者のニーズや輸入先を踏まえ、優先順位 を付けていくことが重要。

(大橋委員)

- 農業経営の展開について、雇用労働力を確保していなければ農業の事業継続は困難だというのはその通りだが、根本にあるべきは、自立してしっかり儲けられる経営体をつくること。職業選択で若者から選ばれるようになるには、自らのキャリアパスが見えることと、福利厚生がしっかりあることが必要。その点で、農業経営の法人化は基本とすべき方向性と考えるし、価格交渉力を維持できるだけの規模の事業体をつくることにも繋がる。
- ・ 農業の持続的な発展を支える施策の在り方について、品目別の施策は行き詰まりを見せるのではないか。他産業でも、業種や他職種で横串を入れることが、活性化策としては一般的。横断的な施策を政策として推進するために、行政側の品目別の組織を改正することも含めて、行政側が思い切った取組を率先して進めるべき。また、みどりの食料システム戦略を、農業の部分に記載すべきという中家委員の意見に賛成。食料生産に使いにくい農地があるという指摘もあったが、そうした農地はバイオマス生産を含めた食料以外の生産を担うという農業の在り方も、しっかり農業部分に明記していくことで、農業の所得向上を図り、それによって若手や異業種の参入を果たすといった、異次元の農業政策を、今とらないでいつとるのかと思う。

· 高槻委員も指摘されていたが、食自体に魅力があるということが、農業の可能性として大変期待している点。現状を変えるためには、今回の基本法改正を、現状の延長線上で捉えないことが重要。行政で思い切った不退転の決意を見せることが重要。

(香坂委員)

- ・ 齋藤委員からの農地の選別、二村委員からの意思決定のやり方の変化の重要性、 大橋委員からの採算に向かない農地のゾーニング的な考え方が示されたが、私自身 の中部エリアのフィールドでの感覚では、土地の使い方を、個人の所有を超えて地 域で話し合う場がなかなかない。目標地図、人・農地プランといったものを考える ための話し合いの仕組みをどのように作っていくのか、促していくのかということ が重要であるし、多様な方々の巻き込みも重要。
- DXについて、スマート農業だけでなく、農水省内の目標やタスク等を、省内さらには省庁横断で見ていくツールに使ったり、ある地域の中でやらなければいけないことを横に見ていったりと、連携のツールとして使うことが重要。交通分野では、官がやっていたことをバス会社が連携してやっていくといった取組もある。
- ・ 知財について、育成者権管理機関という、いかつい名前だが、国内では啓発の部分も非常に重要。国が育成者権を水際ないし海外で管理していくことも重要だが、併せて民間セクターとの連携も大切。特に営業秘密や情報の扱いについて、啓発の底上げをどう行っていくのかという点が重要。GIや商標については、取得した団体が、国からお墨付きをもらったと満足して終わってしまう状況があるので、活用するという記述も重要。
- 気候変動に関する記述が今回多くあった。ワンヘルスの会合に出席して感じるのは、医師や公衆衛生と、獣医との間の対話は進んでいるが、農業や環境、生態系関係者との対話が少し弱いと感じる。農水省として強化していくことは重要と感じる。
- みどりの食料システム戦略を入れ込むことは、他の委員と同様賛成。資材の国産 化や環境負荷低減との相乗効果を出していくことも大事ではないか。

(山浦委員)

- ・ 二村委員からも発言があったが、法人経営が増加する中、働き方改革や賃金上昇が進められているが、経営者としては、現実問題として首が絞められる思い。現行法第27条に高齢者について言及されているが、農業界で高齢者の役割は大きく、その逆に高齢者にとっても農業への関心は高い。当社でも60~70歳台の高齢者を雇用しているが、能力や考え方は年齢によって大きく異なる。国としても雇用される側にも価値があるなら、この厳しい状況の中で雇用する側の負担削減があってもいいのではないか。
- スマート農業の拡大は重要だが、初期投資が高いのが課題。自動制御システムや DX等を通じ、今後は機械、施設、人材の共同での所有も重要。シェアリングエコノ ミーといった言葉も基本法や政策の中に取り入れていく必要があるのではないか。
- · 流通構造について、現状は、一度市場に集められた上で分配されているが、カー ボンニュートラルや物流の2024年問題、また単純に農産物の鮮度においてもデメリ ットがかなり大きいので、このままの構造で続けるのは問題があると思う。今後施

策として、無駄のない物流の仕組みや構造を作っていくことが大事になってくるのではないか。

(三輪委員)

- 合瀬委員、真砂委員からもあった人材の部分について、これからの農業界には多 様な人材の参画がマストだと思っている。一方で、「多様な人材」とは、片手間の アマチュアではなくプロのことだと思っており、今までの言葉の使い方や概念の意 識を変える必要があるのではないか。プロの農家とそうでない方々が少しずつ参画 するのではなく、中核となるような農業者のところに他のプロが参画するような形 で、維持・拡大していくことが必要ではないか。農業法人の経営は、タスクが細分 化され、作業がモジュール化しており、その農作業の一部の作業にプロが参画する。 例えばスマート農業が普及する中で、農業には参画しないが、データ分析をするこ とで、普段は会社員をしながら、週2日程度、農業経営に参画することができる。 同じような形で、営業、ブランディング、事務等に、それぞれのプロが参画すると いう姿は、何ら違和感がないと思う。もう少し踏み込むと、息子が跡を継がない状 況でも、リモートワークや二拠点移住といった中で、それぞれの知見の中で、親や 祖父母の農業経営を支えることができる。それをプロ×プロという新たな在り方と してやっていくべき。さらに農業支援サービスのような形でプロの仕事を外から支 える人材の参画は歓迎すべき。農業の難しさを理解した上で、どういう人材なのか をしっかり謳うことで、現場に誤解なく伝わるのではないか。
- ・ 農地の部分について、農地中間管理機構等で農地のマッチングをしているが、スマート化やDXが進む中で、農業生産のデータやノウハウも農地と一緒にマッチングする仕組みを今後作る必要があると思う。ゼロベースで農地を再利用するのではなく、生産性向上のために、どうリスクを低減してきたのか、どんな成功や失敗があったのかということを紐づけ、農地+データを受け渡す形になると、農地を使いやすい状況ができると思う。このようなものを促すような補助やインセンティブを積極的に検討してもいいのではないか。

(柚木委員)

- 担い手、経営については、現行法第22条にあるように、今後とも、専ら農業を営む者やそこに向けて頑張る人を応援することが重要で、とりわけ継承問題が大事。家族農業経営では、親から子供へ継承するのが一番理想ではあるが、第三者への継承の仕組みを強化していくということも大事。また、集落営農組織については、中山間地域等の中で集落を束ねた形で継続することで、農地の確保や利用の観点から大きな力になっている。これら集落営農組織に対して、農業経営をさらに強くしていくための法人化等の支援も今後重要。
- ・ 農業労働力については、雇用農業者が今後非常に増加すると思うので、彼らのキャリア形成と賃金体系をどう考えていくのかについて議論し、方向性を示すことが大事。農業の場合、雇用労働者の定着が難しいということが今も課題になっているが、定着率を上げる対応策の方向性も示していくことが大事。
- ・ 農地については、5年ごとの基本計画の中で確保する農地面積が示されているが 達成できてない。その理由は、耕作放棄地等の増加があるが、今後、食料安全保障 の観点から、農地の確保や適正利用が非常に大事になってくる。その点から、集積・

集約とあわせて基盤整備を推進していくことが重要。今年4月から、基盤強化法の改正によって、地域の話し合いで地域計画を策定して、各地域に合った農地活用の将来像を考えることになる。その場合、各地域の実状、地域類型的な観点も入れて、農地の集約や基盤整備を進めることが重要。また、大橋委員からもあったように食料生産の場としての農地 $+\alpha$ の粗放的な利用のあり方を、今後は検討していく必要がある。

- 現在、農業に関わる人の幅が広くなっている。特に、昨年度、農地法の改正で農地の権利取得に当たっての下限面積要件が撤廃され、非常に小さい面積でも農業に参入できるようになった。農業に関わる人の用語や呼び名を整理して、それぞれに対応する施策も整理しておくことが必要。
- ・ 中家委員も指摘されたように、農業生産は、みどりの食料システム戦略とは切っても切れない状況になると思う。特に、農業における環境負荷低減の取組と生産性向上がトレードオフなのか、そうではないのかについて、有機農業の取組面積100万へクタールという目標も示しているので、その基本的な考え方や施策の方向を整理しておく必要がある。また、高槻委員からもあったように、需要に応じた生産は、平時と不測時の場合に分けて考えるべき。とりわけ、不測時の対応としては、備蓄の観点も含めて、生産のあり方を考えていく必要がある。

(清原委員)

- ・ P. 18の効率的かつ安定的な農業経営の位置づけについて、中家委員からあったように、中小経営や家族経営も含めて、地域や作目によってその最適なものが違ってくるはずなので、その点は、文章に加えるかは別にして、理念としては持っておいた方が良い。その一方で、合瀬委員の指摘するような懸念も理解できる。生きがい農業をしている者で、安価販売で大丈夫な経営とそうでない経営をうまく切り分ける表現ができないか。また、生きがい農業をしている者が見えなくなるのも問題なので、別のところで位置づける表現ができないか。さらに、中家委員からの付加価値向上を目指す経営体というのは何かという質問に対する事務局からの回答を聞くと、それは付加価値向上ではなく、収益性向上を目指すなど、違う表現でないと誤解を招くのではないかと思う。付加価値というのは色々な意味があり、例えば、環境保護のために粗放に作ったものが、付加価値が高いものとして市場で認められる場合がある。この場合は、必ずしも収益性が高いとは言えない。
- ・ P. 27の生産性向上のためのスマート農業等の技術などについて、三輪委員から、 営業やブランディングも、プロに任せる方法もあるのでそういうサービスを提供す る事業体を位置づけるという話があったが、スマート農業を実現していく場合にも、 サービス事業体を政策に位置付けていくことが必要。また、技術1つですべて問題 解決するというような形が独り歩きしないように、地域や農村あっての施策となる ように、地に足をつけて実行していくべき。
- P. 25の人材育成について、生活者の視点を持つ女性農業者が力を発揮できるよう、と記載されているが、生活者の視点というのは男性農業者も持つべきものであるし、逆に女性の農業者にも経営発展を志向してもらい、他産業で培った能力を生かしてもらうべきだと思うので、特定能力を女性に固定したような表現はしないほうが良い。

(茂原委員)

- P.8にあるように、現在よりも相当少ない農業経営で国内の食料供給を担う必要が生じてくるという実態の認識は正しいと思うが、担い手をどのように確保するかという意気込みが文面上では希薄な気がする。
- ・ P. 25の人材の育成・確保で、外国人労働者も含めた多様な雇用労働力の確保が重要とあるが、多様な担い手の中身をもっと明確にするべき。例えば、半農半Xとかマルチワーカーなどが農村政策の中でしか議論されていない気がするが、従来ならば兼業農家と言われたように、農業政策の中でも意識する必要があるのではないか。法人化やスマート化により、農業経営の生産性向上や高度化を図ることが重要であることは分かるが、多様な担い手をこれからの日本の農業の中でどう位置づけるかということは、食料安全保障という戦略の視点からも非常に重要。
- スマート農業については、多くの委員から意見が出されているので、十分な検討が必要であるし、農業で何らかの収益を得ようとする人々を、担い手として育成するような積極的なイメージを示すことが、国民との合意形成の視点からも重要。

(吉高委員)

- ・ 二村委員や清原委員からあった通り、P.25の女性の部分については、生活者の視点を持つという言葉は必要ないと思う。また、女性のリーダーを育成するという点については、現在問題になっているのは男女のギャップをなくすという視点なので、女性の農業者が入りやすい環境整備が非常に重要。今、私は脱炭素先行地域の審査を行っているが、多くの地域で人口減少や農業生産に対して様々な施策を実施している。女性の働きやすい状況というのは、P.29の農福連携などに隠れてしまうものではなく、人材の育成・確保に入ってくるものではないか。
- ・ 山浦委員からあったが、高齢者と一言で言っても男女によってどのような違いがあるのかといった点があると思う。例えば、DX推進においてはジェンダーによる差異を認識した上で差別が生じないような動きがある。また、ISO規格も現在のほとんどのスタンダードは平均男性の身長や体重などをベースに制度や規制が作られており、男女ギャップがありその是正に動いている。こういう視点についても入れていただきたいと思っており、もし高齢者の男女について対応の違いがあれば是非お聞かせ願いたい。
- 気候変動については、多く盛り込んでいただき、また世界的なレベル感ということで考慮いただき、大変ありがたい。事務局資料では、農業生産基盤の項目で再エネ・省エネが記載されているが、突然出てきても分かりにくいので、みどりの食料システム戦略との関連性の中で丁寧に説明したほうが良い。

(中嶋部会長)

・ 農地、経営体、働き方、需要に応じた生産といった観点の議論が多かった。経営体については、効率的・安定的経営の部分に持続可能性といった文言を入れてはどうかといった提案もあった。また、多様な農業者をどのように組み入れていくのかという点も、異なる観点からの発言があった。例えば、多様といってもプロであるべきという三輪委員の発言や、多様な経営体がいろんな形で逆の効果を与えているという合瀬委員の発言もあった。

・ 合瀬委員に質問だが、生きがい農家だから安く売るというのは必然なのか。また、 国内マーケットへの影響という点ではどのような状況なのか。

(合瀬委員)

- ・ 地域の、特に直売所において、若い人たちが販売する際、地域の高齢者や半農半 Xの人たちが採算度外視で販売している状況もあると聞いている。直売所によって は、販売時に最低価格が設定されているところもあるが、実態として、このような 状況も生じている。
- ・ かつてJAにのみ卸していた際はこのようなことはなかったが、今は直売所やインターネット、道端で売るなど様々な方法で販売できるようになり、自由な値付けができるようになっている。このような状況下では、農業で食べている人達がかえって苦労している状況を危惧しているところ。
- なお、これは地方の直売所での話であり、大きなところでは市場を挟むため、ある程度高く売れているが、今は個人でも販売できる状況になっているため、申し上げた次第。

(三輪委員)

- 経営体について、それぞれの意見が対立しているのではなく、視点が違うと考えており、定義、もしくは政策上の位置づけをしっかりと決めることで解消される部分があるのではないかと考える。農業者、生産者ということで一律にしてしまうと少し歪みのようなものが出てくるのではないか。
- ・ 以前に関わりのある北関東の直売所においても、しっかり収益を出さなければいけない業者からは、直売所開設者へ問題提起がなされているとも聞いているし、自分が作った自家消費用の他、親族へのお裾分けのような価格で出して安く喜ばれたということもあり、生きがいにされている方もいると聞く。生きがい自体は非常に大事なことではあるが、これとしっかり給与を支払っていかないといけない状況の方々に対し、同じ土俵でというのは、ある種の不公平感が出てくるのではと思う。そのため、それぞれの役割や位置づけを明確化すれば、共存できるのではないかと考える。

(中嶋部会長)

 農業の在り方が多様になっており、一律でとらえきれないのが現状。その中で、 例えば農業支援サービス事業体の評価をどうするかという点が挙げられる。効率的 かつ安定的な経営において、農業支援サービス事業体はどのように位置づけられる か。色々な作業を一部アウトソーシングして助けてもらうことになるが、担い手と して考えられるのか。

(柚木委員)

・ 農業を営む者ということであれば、サービス事業体は(担い手とは)違うと考える。効率的かつ安定的な農業経営という意味では、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定制度があり、その認定を受けた方または認定を目指して申請等をしている方が、意欲を持って農業に取り組むまたは農業を営む者という位置づけ

になると思う。その周辺に、多様な農業経営があり、サービス事業体もそこにある と理解している。

(合瀬委員)

- ドローンを自分の経営の中だけでなく、他の農家の作業請負で使う人が増えている。中嶋部会長からあった、農業経営をしていないサービス事業体、例えば丸田氏が行っていた経営支援のようなものは、農業経営体として位置付けるかは別として、今後かなり必要となってくる。
- ・ 我々は次世代の農業経営者を育成する事業をしているが、国や県がかなり安い価格でやっていて、正直困る。20年先を考えると、コンサルと普及員がバッティングするのは、将来的に問題ではないか。

(中嶋部会長)

・ 基本法第21条で「効率的かつ安定的な農業経営を育成」するような施策を推進することが定められており、第22条で「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」が位置付けられているが、それらを支えるような様々なサービスがどんどん出てきている。これはスマート農業等の技術に裏打ちされており、生産性を著しく上げていくための駆動力になると思う。その時、第21条の範囲内に入ってくるのか、第22条とセットで考えるべきなのか。第28条の「農業生産組織の活動の促進」で、受託委託が扱われているが、その範疇で捉えられるのか。それから第29条に技術開発及び普及の話があるが、スマート農業技術を開発する事業者は、この施策の対象に入るのか。先ほどからの繰り返しだが、生産性を上げることは非常に重要なので、技術革新・イノベーションを起こすためのエコシステムの中に、この事業者やビジネスをどう組み込んでいくのかという議論をすべきと思うがどのように考えるか。

(齋藤委員)

- サービス事業体について、我々は乾燥調製や苗は他の法人にお願いし、レーザーレベラーでの均平作業は我々が他の法人から請け負っている。
- ・ 例えば、農家がドローンを買っても、NDVIカメラで撮影してマッピングデータにするというのは、我々の能力では難しく、専門業者に依頼している。このような技術があって初めて高度なスマート農業が実現するため、こうした者が導入する機械にも国の補助が使えるなら、さらにコストが下がる可能性がある。
- 土壌分析についても同様で、機械は持っているが、専門知識はない。農業者ではなく周辺事業者としての対応が増えてくると思うので、支援があればありがたい。

(寺川委員)

・ 米国では、サービスプロバイダーによって成立している。土壌分析や散布、AIを駆使して収穫等もやる。ただ、比較的コンサル業務に近いため、コストがかかる。 米国ではそれなりの規模感のある農場で成立しており、中山間農業が対応できるか というと難しい。農地の効率的な利用が前提になる。

(山浦委員)

スマート農業をどう取り入れていくかという中でいうと、農家の定義は基本的には監督役になるのではないか。サービス事業体は農家ではないのかもしれないが、農家であるかどうかが施策を講じる相手になるかどうかではなく、日本の農業や食料を支えるという意味では、サービス事業体も取り入れて盛り上げていく形が良いのではないか。

(中嶋部会長)

- 経営体の話を広げて質問したが、これは農業構造が大きく変わる過程で、農村における農業の未来を考える上では、検討すべき内容と考える。
- ・ 需要に応じた生産については、非常に様々な御議論をいただき、付け加えるべき 論点をいくつか指摘いただいたが、事務局からの提案については概ね異論なかった のではないか。
- ・ 冒頭、今回は前半(現行法第21~28条)と後半(現行法第29~33条)の2つの部分からなると話したが、多くの意見は前半部分についてであった。後半に関しては、 価格形成や、収入保険の話などについて議論があったが、付け加えはあるか。

(合瀬委員)

収入保険は、売上は低下した場合にそれを補てんするという設計になっていると思うが、今起きているのは売上減というよりコスト高であるので、それに対する手当を考える必要。今の法律にはあまり記載がないので、どう盛り込んでいくのか検討が必要ではないか。

(中嶋部会長)

- 経営所得安定対策という枠組みはあったが、収入保険は基本法制定当時なく、制度を設計する上で収益を対象にしていた。中家委員からもその点については発言があった。
- ・ 今までの農業政策の検討の中で、バリューチェーンの構築というのは、非常に強く意識して議論されていた。現行基本法制定後の20年は、全体的に消費が低迷する時代だったため、いかに消費を喚起するか、新しい消費を見つけ出すか、低迷する消費の中でもきちんと価値付けするようなバリューチェーンの構築は大切であることが強調されていたが、これを改めて意識する必要があるのではないか。新たに価値を付けて需要喚起するような取組に、農業者の方々も関わっていくことが、優位性の発揮やコストを踏まえた価格の提案に繋がるのではないかと考える。

以上